

## 資料編

### 名寄市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 25 号

#### 改正

平成 25 年 3 月 4 日 条例第 9 号

#### 名寄市防災会議条例

##### （目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、名寄市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

##### （所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）名寄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

##### 事務

##### （会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
  - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - （2）陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
  - （3）北海道知事の部内職員のうちから市長が指名する者
  - （4）北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - （6）教育長及びその部内のうちから市長が指名する者
  - （7）上川北部消防事務組合の職員及び消防団長のうちから市長が任命する者
  - （8）指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が任命する者

- 6 委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 条第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の隊員、北海道の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、特定の部門に属する問題を処理するため、部会を設けることができる。

- 2 部会は、あらかじめ防災会議から付託された議案について審議し、及び部会の所掌に係る防災会議に建議することができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 7 部会が所掌すべき事務及び部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 4 日条例第 9 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 資 料 編

### 名 寄 市 防 災 会 議 運 営 規 程

（趣旨）

第1条 この規程は、名寄市防災会議条例（平成18年名寄市条例第25条、以下「防災会議条例」という。）第6条の規定により、名寄市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副市長がその職務を代理する。

（防災会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

（委員の代理）

第4条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。

2 代理については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（議事）

第5条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（委員の異動報告）

第6条 防災会議条例第3条第5項第1号から第8号に掲げる委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、総務部防災担当において処理する。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

## 資料編

### 名寄市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 26 号

#### 改正

平成 18 年 12 月 1 日条例第 242 号

平成 25 年 3 月 4 日条例第 9 号

平成 30 年 5 月 10 日条例第 17 号

#### 名寄市災害対策本部条例

##### （目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 2 第 8 項の規定に基づき、名寄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （組織）

第 2 条 災害対策本部長は、市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、部員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、副市長をもって充て、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部に災害対策本部員その他職員を置き、市の職員のうちから市長が任命し、災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

##### （部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

##### （現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員を置くことができる。

2 現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及び現地災害対策本部の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策の事務を掌理する。

##### （委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年12月1日条例第242号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（30年5月10日条例第17号）

この条例は、平成30年5月16日から施行する。

## 資料編

### 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

#### 名寄市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、名寄市における地域の自主防災組織の設立促進及び組織強化のために交付する名寄市自主防災組織支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、名寄市補助金等交付規則（平成18年名寄市規則第54号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自主防災組織 町内会又は複数の町内会の連合体を母体とし、市民が自主的に当該地域の特性に応じた防災活動を行うために規約又は連絡系統図等により平常時及び災害時における活動を明確に示している団体で、名寄市自主防災組織設立届出書（様式第1号）により市長に届出があったものをいう。ただし、自主防災組織の設立を予定しているものは、設立後、速やかに届け出ることとする。
- （2）防災資機材 別表第1に掲げるものをいう。
- （3）地域資機材整備事業 自主防災組織がその活動に必要な防災資機材を整備する事業をいう。
- （4）地域防災活動事業 自主防災組織が行う災害予防及び啓発活動、訓練活動及び研修活動をいう。

（補助対象者）

第2条の2 補助対象者は、自主防災組織及び自主防災組織の設立を予定しているもの（以下「自主防災組織等」という。）とする。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、別表第1に掲げる防災資機材の整備事業に要する経費及び別表第2に掲げる地域防災活動事業に要する経費とし、それぞれの事業ごとに1自主防災組織等につき年度ごと1回を限度とする。ただし、防災資機材の整備に要する経費については、災害等の発生により市長が特に認めた場合は、この限りではない。

（補助金の額及び交付回数）

第4条 補助金の額は、前条に規定する当該事業の対象経費の総額に別表第1及び別表第2に規定する補助率を乗じた額とし、6万5,000円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 市長は、限度額の範囲内で前条に規定する当該事業ごとに補助金を交付することができる。

（交付の申請）

第5条 自主防災組織（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第3号）
- （2）見積書（写）その他補助対象経費の内容が確認できる書類
- （3）名寄市自主防災組織設立届出書（様式第1号）（設立している場合）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（事業内容の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容に変更が生じたとき、又はやむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、名寄市自主防災組織支援事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。この場合において、事業計画書の内容の変更にあつては、当該変更が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、名寄市自主防災組織支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、速やかに名寄市自主防災組織支援事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第8号）
- （2）補助対象経費の領収書又は請求書の写し
- （3）事業の実施が確認できる写真
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（資機材の適正な管理）

第10条 当該事業により防災資機材を整備した補助事業者は、当該資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月17日告示第1032号）

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日告示第1005号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条―第4条関係）

区分	物品名	補助率
(1) 組織準備用資機材	自主防災組織用被服、ヘルメット、ヘッドライト等	補助対象経費の3分の2
(2) 情報伝達及び情報収集用資機材	携帯型無線機、携帯ラジオ、メガホン、トランシーバー等(緊急告知ラジオ及びラジオ受信アンテナについては、郊外地区(都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定による都市計画区域以外の区域をいう。)で危険箇所及びラジオの難聴区域があり、難聴対策として有効な場合に限る。)	
(3) 消火用資機材	消火器、三角消火バケツ等	
(4) 救助用資機材	シャベル、つるはし、スコップ、ハンマー、くい、ロープ、バール等	
(5) 避難用資機材	懐中電灯、発電機、投光器、コードリール、リヤカー、腕章等	
(6) 救護活動資機材	担架、救急医療用具、車いす、毛布、防水シート、テント等	
(7) 給食・給水用資機材	炊飯設備、かま、なべ、非常食、給水タンク、備蓄燃料等	
(8) その他資機材	土のう袋等の防災上有効なものとして市長が認める資機材	



別表第2（第2条—第4条関係）

区分	内容	補助率
(1) 災害予防及び啓発活動	防災意識の向上を目的とする活動に要する経費 (例) 避難に係る個別計画の作成及び避難支援に要する経費、啓発用チラシ、パンフレット等の印刷費、資料の購入費等	補助対象経費の3分の2（名寄市地域防災計画に定める範囲にそったもので市長が必要と認めるもの並びに防災に関する啓発のみのチラシ等の作成及び配布の場合は、補助対象経費の10分の10）
(2) 訓練活動	防災訓練の実施に要する経費 (例) 傷害保険に加入する場合の保険料、消火訓練の実施に要する燃料費、消火器充填費、炊き出し訓練の実施に要する燃料費、材料費等	補助対象経費の3分の2
(3) 研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加（研修会への参加者は、組織等に所属し、町内会長等の推薦のある者とする。）に要する経費 (例) 講師謝礼、資料購入費、印刷費、研修参加費（受講料等、交通費等）等	補助対象経費の10分の10